

令和9年度《大学》

扶育生志願要項

一般財団法人 天理教一れつ会

一れつ会とは、真柱様の親心と教内大勢の方々の真実に支えられる扶育財団であり、単に学資を支給するだけの育英団体ではありません。

創 立 二代真柱様の道の子弟子女育成におかけくださる深く篤い親心をもとに、昭和3年(1928)、ご結婚のお祝い金のすべてを基金として創立されました。

趣 旨 布教ひとすじに通る親が、子どもの教育（特に高校教育）に心配することなく布教に専念できるように、またその子どもも徳や才能を伸ばし、親同様に陽気ぐらし世界建設のようほくに育ってもらうことです。

運 営 一れつ会は、趣旨に賛同する方々の喜びごと悲しみごとに際しての志をはじめ、大勢の方々の真実のご寄付、及び教会本部から多額の回付金を頂いて運営しています。

《扶育生の心得》

- ・一れつ会扶育の趣旨をよく承知し、将来ようほくとしての活躍を目指して努力すること。
- ・おさづけの理を拝戴していない者は、在学中におさづけの理を拝戴すること。
- ・扶育生は、必ず「学生生徒修養会〈大学の部〉」を受講すること。
- ・卒業後の進路は、「扶育生の種類」（次ページ）の記載に従うこと。

《保護者の心得》

- ・一れつ会扶育の趣旨、並びに上記の扶育生の心得をよく承知し、子弟子女育成に努める心を固めて出願する。
 - ・扶育を頂くことが当たり前という考え方は一れつ会扶育の趣旨に合わないので、充分承知して出願する。
 - ・二代真柱様はじめ、歴代真柱様の篤い親心をしっかりと子弟子女に伝える。
-

1. 出願資格

- 日本国内の大学に進学または在学する者（通信制大学、短期大学、大学校、及び大学院を除く）。海外からの留学生は、この取り扱いには含まない。

2. 扶育生の種類

扶育生の種類は、「一般扶育生」「要員」の2種類がある。

● 一般扶育生

卒業後、本部の御用、または教会の御用に就き、以下の(1)～(4)のいずれかに該当する者。

- (1) 天理教教会本部（青年会本部、婦人会本部、少年会本部を含む）で2年以上伏せ込む者。
- (2) 天理高等学校寮生活指導員として3年以上伏せ込む者。
- (3) 上級教会、信者詰所、教務支庁で2年以上伏せ込む者。
- (4) 2年以上布教活動に専従する者（教会本部所管各布教の家、教会布教施設、単独布教 など）。

注意）卒業直後に就職（憩の家等おやさと管内施設含む）する予定の方は、扶育出願できません。

● 要 員

関係部署が必要と認め、卒業後長く部署の御用を務める者。

以下の1～4までの要員の中から希望するものを選択（4は電算課・社会福祉課・建築課のいずれかも選択）する。入学後は要員になるための候補期間（原則として2年間）とし、要員決定に当たっては、成績を重視し、適性を見極めた上、関係部署長の推薦をもって決定する。その際、直属教会長の推薦保証書を必要とする。要員に決定されなかった者は、一般扶育生に組み入れる。

要員に決定した者には、扶育費の増額を行う。

- 1、海外伝道要員 -----在学中から海外部の指導を受け、卒業後は海外部長の指示に従い、5年以上勤務する者。
- 2、広報伝道要員 -----在学中から道友社の指導を受け、卒業後は道友社長の指示に従い、5年以上勤務する者。
- 3、縦の伝道要員 -----在学中から少年会の指導を受け、卒業後は少年会本部委員長の指示に従い、3年以上勤務し、その後、教会の御用を務める者。
- 4、本部各部署要員-----在学中から本部各部署（電算課・社会福祉課・建築課）の指導を受け、卒業後は当該部署長の指示に従い、5年以上勤務する者。

※要員とは、教会本部の部署が将来的に必要とする人材を養成するためのものであるから、要員を志願する者は、その自覚のもと、勉学に専念するとともに、担当部署でのひのきしんに励むこと（成績の状況、あるいはひのきしんの参加状況によっては要員を取り消すこともある）。

※令和9年4月に教庁の改組が予定されており、部署名は変更される。要員の詳細については、一れつ会ホームページの：〈扶育を希望する方〉⇒〈募集について〉⇒〈扶育志願要項および扶育願書〉「要員の活動紹介」で確認すること。

3. 扶育費

- 扶育費は、40号とする。
※1号は年額1万円。

4. 扶育願書受付期間

- 10月1日(木)～10月31日(土)
※当日消印有効。

5. 扶育願書提出について

- 一れつ会事務所にレターパックライトにて郵送提出すること（レターパッカー通につき、出願一件のみ可能）。
※一れつ会の住所は、別紙（出願書類チェックリスト）の下部を参照。

6. 出願書類

- (1) 扶育願書（ダウンロードした A4 用紙サイズ の全 6 ページを使用）
所属教会長（または上級教会長）及び直属教会長を経るものとする。
- (2) 下記の表に従って、それぞれ必要な書類を準備、添付すること。

大学新入学志願者	・ 調査書…高校 3 年 1 学期（卒業している者は高校 3 ヶ年）までの学習成績及び人物等に関して、高等学校長が発行、証明するもの
現在大学に在学中の者	・ 大学における今年度前期までの成績証明書

④・調査書は、成績証明書とは別のものであるから注意すること。また、調査書、成績証明書は、密封のまま添付すること。

- (3) 全国模試の成績表（現在、大学在学中の者は不要）
 - ・ 令和 8 年度に行われた、全国規模の模擬試験の成績表あるいはそのコピー（表裏の全体が鮮明なものを添付すること（未提出の場合は、書類不備となり審議できない）。
 - ・ 全国模試の成績表は、志望大学・学部・学科の合格可能性を判断できるもの（全国模試は、テストを受けてから結果が手元に届くまで約 3 週間から 1 ヶ月かかるため、扶育出願時に添付できるよう早めに受けておくこと）。
- ※看護模試、小論文のみの模試、実力判定テスト（ベネッセ等）は受理できない。
※すでに大学入試に合格している者も提出すること。

7. 扶育審議について

- 一れつ会扶育の趣旨に照らし、審議厳選する。

8. 発 表

- 12 月中に本人及び直属教会長に通知する。
- 扶育決定に関する手続きについては、発表後本人に直接通知する。

9. 進路変更について

- 「扶育生の種類」に記載の進路以外への変更はできない。途中で扶育辞退した者も同様。万が一変更した者に対しては、扶育費の一括返還を求める。

個人情報保護基本法について ―扶育生志願者及びその保護者の皆様へ―

平成 17 年 4 月から個人情報保護基本法が施行されました。

これは、個人の情報が本人の知らないところで第三者へと渡り、悪用されることを防ぐための法律です。五千人以上の個人情報を有している団体や法人に対して、その個人情報を確実に保護管理することを義務づけ、またその活用についてはそれを収集した目的以外には使用してはいけないと限定し、その目的以外の情報提供は本人の同意が必要であると規定しています。

従来から、一れつ会はその趣旨・目的を一層充実させるうえから、扶育を行うにあたっては、教会本部・教庁・教区及びその育成に関する諸施設（学校、学寮等）や教会などとの情報の共有という協力体制のもとに進めています。

この法律の施行を受けて、一れつ会は、それぞれの個人情報を厳重に保管・管理しつつも、その活用には上記の目的に使用し、関係施設には提供するものであることを表明して、その賛同を願うものであります。

以上のことに、ご理解いただいたうえで、扶育出願をしてください。扶育出願される場合は、関係施設への個人情報の提供に同意いただいたものとします。

《扶育願書はダウンロードした A4 用紙サイズの全6ページを使用》

扶育願書の 書き方

- ◎ 記載事項に偽りがあった場合は、扶育決定後も取り消すことがある。
- ◎ 願書の各欄は洩れ落ちのないように記入のこと。記入洩れ等願書不備の場合は受理しない。
- ◎ 文字は楷書でていねいに書くこと。
- ◎ 必ず黒インク万年筆または黒ボールペンで記入のこと(サインペンは不可)。

1 ページ

- 《保護者氏名》-----・保護者は父母健在の場合は父親とすること。それ以外の場合は2ページの備考欄にその理由を明記すること。
- 《教区》-----・保護者の現在居住する教区名を記入すること（教会本部及び信者詰所の勤務者子弟子女は、親里と記入すること）。
- 《保護者住所》-----・番地まで正確に記入すること。また団地、アパートの場合は○棟○号室まで詳しく記入すること。
- 《志望学校》-----・「正式名称」、その他必要事項を記入すること。
- 《扶育開始》-----・令和9年度の新学年を記入すること。
- 《扶育生の種類》-----・希望するものに○をつけること。2の場合は〔 〕内に名称を記入すること。
- 《本人の略歴》-----・必要事項を記入し、該当事項に○をつけること。

2 ページ

●保護者欄：

- 《保護者からみた本人の続柄》
・「長男」「長女」「二男」「二女」「孫（長男）」のように記入すること。
- 《立場》-----・保護者に該当するものすべてに○をつけること。
- 《現在の状況》-----・父、母、それぞれの状況及び住居について該当するものに○をつけ、必要事項を記入すること。

●家の教歴欄：-----・本人の家の教歴を記入すること。願書の註をよく読んで簡潔に記入すること。

●保護者の教歴欄：-----・保護者の教歴を記入すること。願書の註をよく読んで簡潔に記入すること。

3 ページ

●家族の状況欄 -----・本人の祖父母、父母、兄弟姉妹について全項目に該当事項を記入すること。

- 《続柄》-----・本人からみた続柄を記入すること（例：兄、姉、弟、妹）。
- 《おさづけの理拝戴年次》-・「令和○○年」のように記入し、別席運び中の者はその席数を（ ）内に記入すること。
- 《教人登録年次》-----・おさづけの理拝戴年次と同様。
- 《道専務・アルバイト・パート・定職等の別》
・道専務・アルバイト・パート・定職等の別を記入すること（職種については特に記入の必要はない）。
- 《最終卒業学校または在学学校・学年》
・必ず記入すること。
- 《保護者との同居・別居》・保護者と同居か別居か、該当する方に○をつけること。
- 《扶育の有無》-----・現在扶育生である者、あるいは扶育出身者は「有」、他は「無」。該当する方に○をつけること。

4 ページ

●《扶育出願にあたっての本人の思い》

- ・必ず本人が記入し、現段階での進路に☑をつけること。すでに在学中の場合でも記入すること。

5 ページ

●《要員を希望する理由》-----・要員希望者のみ。

●《扶育を願い出るにあたっての保護者の思い》

- ・必ず記入すること。

6 ページ

●署名欄：必ず自筆署名であること。

- ・所属（または上級）教会長の署名の欄には、
- ① 保護者が所属教会長の場合、もっとも近い上級教会長が署名すること。
 - ② もっとも近い上級教会が直属教会（大教会・本部直属分教会）の場合、保護者が教会長の立場でも署名すること。
 - ③ 保護者が布教所長・教人・ようばく等の場合、所属教会長が署名すること。